

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2024年7月1日

国家公務員共済組合会

広島記念病院

契約担当者

病院長 宮本 勝也



## 1 調達内容

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 契約件名     | 医療機器等一式 売却  |
| (2) 調達案件の仕様等 | 資料配布時の仕様書参照 |
| (3) 納入期限     | 2024年10月31日 |

## 2 競争参加資格

- 国家公務員共済組合連合会競争参加資格又は全省庁統一資格に格付けされた者であること。
- 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること
- 国家公務員共済組合連合会公務員共済組合（以下「当会」という。）から取引停止又は国等から指名停止等を受けていないこと。また、当会から取引停止又は国等から指名停止等を受けている下請業者と契約を結ばないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。  
（入札時に誓約書を提出すること）
- 古物営業法（昭和24年法律第108号）の規定により必要な古物商の許可を受けていること。
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定により必要な高度管理医療機器販売業・貸与業の許可を受けていること。

## 3 入札手続等

- 仕様書の交付期間
  - 交付期間 公告日から2024年7月12日（金）までの休日を除く毎日の10時から12時及び13時から16時まで。
  - 交付方法 下記交付場所で紙媒体により交付する。
  - 交付場所 5（6）と同じ。
- 入札説明会の日時及び場所 実施しない
- 開札の日時及び場所
  - 日時 2024年7月19日（金） 11時00分

イ 場所 国家公務員共済組合連合会広島記念病院 3階講義室

(4) 開札時の提出書類

- ア 入札書
- イ 選定品一覧
- ウ 委任状
- エ 誓約書
- オ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）等の写し
- カ 交付した書類一式
- キ 古物商許可証の写し
- ク 高度管理医療機器等販売業貸与業証明書の写し

4 入札公告等に対する質疑

- (1) 入札時の提出図書の作成方法及び入札方法等に対する質疑がある場合は5（6）に連絡すること。電話又は電子メールにより随時回答する。
- (2) 仕様書等の調達内容に係る質疑がある場合においては、次に従い行うこと。
  - ア 質疑書の提出にあたっては、質疑事項記入欄に業者名（過去に受注した具体的な案件等の記載により、業者名が類推される場合を含む。）や担当者の連絡等は一切記載しないこと。

イ 受付期間

公告日から2024年7月12日（金）

ただし、休日を除く毎日の10時から12時及び13時から16時まで。

ウ 提出方法

質疑書は、電子メールにより提出すること。送信後は、メール着信確認のため、5（6）に必ず電話連絡すること。

- (3) (2)の全ての質疑に対する回答書は、仕様書等の交付者へ次のアに掲げる期日に電子メールで送付する。なお、全ての仕様書等の交付者から質疑がない場合は当院からの返信は行わない。

ア 回答期日

2024年7月18日（木）

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 郵便入札、電子入札及び仕様書等の交付を受けていない者の入札は無効とする。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 詳細は配付する仕様書等による。
- (6) 必ず買取証明書を作成し提出すること。
- (7) 現状有姿での引き渡しとし引渡の後の故障、瑕疵等について一切の責任を負わない。
- (8) 本業務の実施にあたっては、情報の漏えいやデータの紛失等の防止のために、その適正な管理を行うこと。
- (9) 上記事項に明示していない事項でも、業務遂行上又は技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において行うこと。

問い合わせ先

〒730-0802

広島県広島市中区本川町一丁目4番3号

国家公務員共済組合連合会 広島記念病院 用度施設課

電話 082-292-1271 内線2330(休日を除く毎日の10時から12時及び13時から16時まで。)

E-mail : [youdo@kkrhiroshimakinen-hp.org](mailto:youdo@kkrhiroshimakinen-hp.org)

※現地での機器の確認などが必要な場合は公告期間中に事前に上記まで連絡をして実施すること。